

## 北海道商工業振興審議会「商業活性化部会」の設置について（案）

## 1 設置する部会及びその役割

平成24年の制定から5年を経過した「北海道地域商業の活性化に関する条例」について、附則第6項の規定に基づき、条例の施行の状況等について検討を加え、必要な見直し等を行うため、北海道商工業振興審議会に「商業活性化部会」を設置する。

「商業活性化部会」においては、本条例の点検に伴い見直しが必要となる条例、「北海道地域商業の活性化に関する条例施行規則」、「北海道地域貢献活動指針」の改正内容と、新たな「北海道地域商業活性化方策」について、検討を行うものとする。

## 〔条例〕附則第6項（検討）

知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 〔方策〕第1章 策定の趣旨（抜粋）

本方策による取組期間は、条例において「施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」こととされていることを踏まえ、平成29年度までの5年間とします。

## 2 部会委員

部会長及び部会に属する委員（特別委員を含む）は、北海道商工業振興審議会条例施行規則第5条第3項の規定に基づき、会長が指名する。

委員の構成は、8名程度とし、「北海道地域商業の活性化に関する条例」について検討を行った北海道商工業振興審議会「今後の本道小売商業の振興のあり方検討部会」の構成（学識経験者、経済団体、中小小売店、大型店、消費者、都市計画、まちづくり）を基本とする。

## 3 検討スケジュール

時 期	審議会における検討等
29年7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>北海道商工業振興審議会への諮問（7月14日）</li> <li>「商業活性化部会」における検討（3回程度）</li> </ul>
29年11～12月	（パブリックコメントの実施）
29年度内	<ul style="list-style-type: none"> <li>北海道商工業振興審議会〔答申〕</li> </ul>